

平成 22 年 2 月 2 日  
金 融 庁  
関 東 財 務 局

## 偽造した関東財務局の印章を用いた文書による詐欺的行為 にご注意ください！

最近、偽造した関東財務局の印章を用いた文書による詐欺的行為が行われているとの情報が多数寄せられています。

(寄せられた情報例)

A 実在する金融商品取引業者等を名乗る者から、手持ちの未公開株を高値で買い取ると持ちかけられ、当該未公開株の買増しを勧められた。その業者との契約書には、偽造した関東財務局の印章が用いられていた。

B 投資組合を名乗る者から、資金の貸付けに応じると持ちかけられ、多額の手続費用を振り込まされる詐欺被害にあった。

その投資組合からは、「関東財務局が投資組合に発行した文書」を見せられ、いかにも信用できる話のような説明を受けていた。

Aについて、関東財務局を含め、各地の財務局がこのような契約に一切関係することはありません。

Bについても、「関東財務局が投資組合に発行した文書」には、何らの根拠はなく、印章を含め偽造文書です。

このような偽造文書を使った詐欺的行為には、十分ご注意ください。

上記のような話をもちかけられた場合には、最寄の警察、財務局または金融庁金融サービス利用者相談室等に情報提供をお願いします。

(参考リンク)

[「関東財務局職員を装った詐欺行為等にご注意」](#)

[「金融庁の名をかたる詐欺などにご注意！」](#)(金融庁ヘリンク)

[「投資被害にご注意ください」](#)(金融庁ヘリンク)

[「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」](#)(金融庁ヘリンク)

お問い合わせ先

金融庁監督局証券課

電話: 03-3506-6000(代表)

関東財務局理財部証券監督第1課

電話: 048-600-1154(ダイヤルイン)

関東財務局理財部証券監督第2課

電話: 048-600-1296(ダイヤルイン)

関東財務局総務部総務課

電話: 048-600-1111(代表)